

日本国際学生協会細則集

＜二〇一三年度初版＞

目次

- 一. 日本国際学生協会選挙に関する細則
- 二. 各種海外派遣手続きに関する細則
- 三. 新規Ex. 設立に関する細則
- 四. 本協会主催プログラム作成に関する手続き細則
- 五. 支部設立及び廃止に関する細則
- 六. 日本国際学生協会所有備品使用に関する細則
- 七. 本細則の改正

中央事務局及び会長選挙に関する細則

二〇一三年度改正

第一章 総則

第一条

本規則は日本国際学生協会中央事務局及び会長選挙に関する規則である。

第二条

選挙に関する事務は特別の定めが無い限り、選挙管理委員会が管理する。

第三条

- 一 選挙管理委員会は委員三名以内を持って組織する。
- 二 委員は会員の中から、全国代表者会議において中央事務局長が推薦し、承認される。
- 三 選挙管理委員の任期は全国代表者会議において決定する。但し、選挙管理委員本人が立候補した場合は、その資格を失う。

第四条

全ての会員は、選挙権を有する。選挙管理委員は当選挙権を有しない。

第五条

全ての会員は被選挙権を有する。

第六条

自立立候補は選挙開催日の前日までに選挙管理委員会の定める方法により届け出ることを要す。

第七条

推薦立候補の受付は選挙当日に行なわれる。

第二章 執行細則

第八条

選挙は原則として、会長、中央事務局長、各部局長(財務、広報、Ex、IW)の順に行われる。

第九条

- 一 自立立候補は選挙管理委員会が氏名を読み上げるまでにその立候補を辞退することができる。
- 二 推薦立候補の受付は、自立立候補の意志確認後直ちに行なわれる。
- 三 推薦人の推薦演説の後、被推薦人の意志確認が行なわれる。但し、推薦演説は三分以内とする。

第十条

立候補演説は、所信表明、質疑応答の順に行われる。

第一一条

- 一 選挙は投票により行われ、投票用紙は選挙管理委員会の指定したものに限り。
- 二 投票は各選挙につき一人一票に限る。

第十二条

投票は、無記名单記とする。

第十三条

- 一 単独及び定数内立候補の場合は信任投票を行い、投票権数の三分の二以上の得票を必要とする。
- 二 多数立候補の場合は投票権数の三分の二以上の得票を必要とする。但し、どの候補も規定以上の得票がない場合、最高得票を得た者において再度投票を行う。その際、考慮のため、投票前に五分間の時間が与えられる。
- 三 同上一項、二項いずれの場合も決定されない場合は、再選挙を行う。再選挙の日程、手続は選挙管理委員会が決定し、全国代表者会議の承認を必要とする。

各種海外派遣手続きに関する細則

二〇一三年度改正

第一章 総則

第一条 本細則の趣旨

本細則は、日本国際学生協会が、会員を海外に派遣する際の決定、及び事務手続きに関する細則である。

第二条 派遣の定義

一 派遣とは、本協会が、公式行事と認める海外派遣行事を指す。

二 各行事を公式行事にするか否かは、全国代表者会議の承認による。

三 派遣の種類は、次の通りである。

(イ) 海外派遣：

- 海外団体などが主催する会議、セミナー、ワークショップなどである。Exchange Program、International Weekを除くもの。

(ロ) Exchange Program：

- 本協会と海外の団体が、二国間の学生の交流を目的として行うプログラムである。海外学生交換プログラムとも。以下全文に置いてEx. とする。

(ハ) International Week：

- IWC0加盟団体が主催する、多国間の学生の交流を目的として行なうプログラムである。以下全文に置いてI. W. とする

四 第三項のいずれかに類していない派遣に対しては、全国代表者会議の決定により第三項のいずれかに分類される。

第三条 派遣の管轄

一 Ex. 部長は、第二条三項(ロ)にいう海外派遣に関して以下の派遣決定、派遣に関する事務を行う。

二 I. W. 部長は、第二条三項(ハ)にいう海外派遣に関して以下の派遣決定、派遣に関する事務を行う。

第四条 派遣前の義務

派遣者には、必要とされる最低限度の保険の加入及び誓約書への署名が義務付けられる。この義務に反した場合、各派遣管轄部局は、本協会の海外派遣としての派遣者の資格を取り消すことができる。

第五条 派遣後の義務

Ex. 派遣者は報告書の作成を義務とする。報告書は派遣終了後六カ月後の月末までに作成する。但しEx. 以外の派遣者は、全国広報誌上における報告を認める。派遣者は報告書の内容を派遣終了後、各派遣管轄部局と共に決定する。

第六条 派遣者の義務・責任

- 一 派遣者は、派遣中に、一切の政治的声明・行動は行わないこと。
- 二 派遣者は、派遣中に起きた事故・病気・破損・その他の問題が生じて、本協会がそれらに関わる費用・損害賠償も含め、これらに対する責任は一切負わない。

第七条 外部参加者

海外派遣行事に関しては、本協会会員以外の者を参加者として原則認めない。

第二章 海外派遣

第八条 派遣の決定

- 一 海外で行なわれるセミナー・会議などへの派遣は、全国代表者会議の承認を必要とする。
- 二 派遣決定をした後、相当期間において全国代表者会議が期日がない場合、前項の承認に代え、会議外の投票に付する。
- 三 派遣要請から派遣決定期日までの期間が二週間以内の場合、中央事務局長の決定に委ね、次回全国代表者会議で承認することを可とする。

第三章 Exchange Program

第九条 派遣者の決定手続き

派遣が決定した後、特別の定めがない限り第一〇条から第一二条の手続きにより派遣者を決定する。

第一〇条 募集要項

- 一 Ex. 部は、下に定める募集、選考に関する事務を行う。
- 二 Ex. 部は、派遣決定後、直ちに各支部委員長に募集要項を通知する。
- 三 募集要項の内容は、次の通りとする。
 - (イ) 主催団体の説明
 - (ロ) プログラムの概要（内容、テーマ、場所、人数、日数、日程、費用等）
 - (ハ) 選考基準
 - (ニ) 選考の流れ
 - (ホ) 送達先
 - (ヘ) その他、Ex. 部が特に必要と決定したもの
- 四 派遣を希望する者は以下のものを揃えて指定先まで提出する。
 - (イ) アプリケーションシート
 - (ロ) その他、Ex. 部が特に指定したもの。
- 五 同条第四項にいう募集書類について、必要書類の締め切り、送り先、その他必要事項を各支部委員長ないしそれに準ずる者に通知する。
- 六 前項における必要書類は同条第四項に準ずる。

第一一条 選考

派遣者はEx. 部によって以下のことを基準に決定される。

- 一 派遣者の資質
 - (イ) プログラムに対する興味・関心・意欲
 - (ロ) 語学力
 - (ハ) 本協会に対する今後の活動意欲
- 二 その他、Ex. 部が特に必要と決定したもの

第一二条 派遣者の決定

派遣者はEx. 部による選考の後、Ex. 部長によって決定される。

第四章 International Week

第一三条 派遣者の決定手続き

派遣が決定した後、特別の定めがない限り第一四条から第一六条の手続きにより派遣者を決定する。

第一四条 募集要項

- 一 I. W. 部は、下に定める募集、選考に関する事務を行う。
- 二 I. W. 部は、派遣決定後、直ちに各支部委員長に募集要項を通知する。
- 三 募集要項の内容は、次の通りとする。
 - (イ) 主催団体の説明
 - (ロ) プログラムの概要（内容、テーマ、場所、人数、日数、日程、費用等）
 - (ハ) 選考基準
 - (ニ) 選考の流れ
 - (ホ) 送達先
 - (ヘ) その他、I. W. 部が特に必要と決定したもの
- 四 派遣を希望する者は以下のものを揃えて指定先まで提出する。
 - (イ) I. W. 主催団体の公式応募用紙
 - (ロ) アプリケーションシート
 - (ハ) その他、I. W. 部が特に指定したもの。
- 五 同条第四項にいう募集書類について、必要書類の締め切り、送り先、その他必要事項を各支部委員長ないしそれに準ずる者に通知する。
- 六 前項における必要書類は同条第四項に準ずる。

第一五条 選考

派遣者はI. W. 部によって以下のことを基準に決定される。

- 一 派遣者の資質
 - (イ) プログラムに対する興味・関心・意欲
 - (ロ) 語学力
 - (ハ) 本協会に対する今後の活動意欲
- 二 その他、I. W. 部が特に必要と決定したもの

第一六条 派遣者の決定

派遣者は国際渉外部による選考の後、I. W. 部長によって決定される。

新規Ex. 設立に関する細則

二〇一三年度採択

第一条 設立

- 一 新規 Ex. の設立が会員から発議された際、設立のために事前調査が実施されねばならない。
 - (イ) 事前調査の派遣者は発議した会員自身及び Ex. 部の担当者が派遣される。
 - (ロ) Ex. 部長が派遣された際、現行の他の Ex. の開催期間と下見期間が被る場合は中央事務局長に Ex. に関する諸事務を行う権限を一時委譲し、事前調査に向かう。
- 二 新規 Ex. の事前調査が行われるには全国代表者会議への計画書が提出されなければならない。
 - (イ) 事前調査を実施する日より六〇日以前に上会議に計画書を提出する。
 - (ロ) 計画書には Ex. 部指定の項目に関する内容を記載しなければならない。
- 三 上記の計画書が提出された際、出国より六〇日以前に行われる全国代表者会議において事前調査を行うことの可否を問う承認を受ける。
- 四 二度非承認となった場合、事前調査は同会議の公認を得られず、実施されることはない。個人的に実施されることもないものとする。
- 五 上記の承認を得た事前調査派遣者は本細則別項の『Ex. 事前調査援助制度』に則ることで、所定の手続きにより派遣者宅と現地間にかかった交通費の援助を申請出来る。援助承認は事前調査報告時に同時に行われる。
- 六 Ex. 部長は事前調査からの帰国後三〇日以内に同調査の報告書を提出する。
 - (イ) 同報告書は Ex. 部指定の項目に関する内容を記載しなければならない。
 - (ロ) Ex. 部長は上記の報告書提出後、直近の全国代表者会議で事前調査の報告を行う。

第二条 公認

- 一 事前調査者は新規 Ex. の団長に立候補しなければならない。
- 二 事前調査者は新規 Ex. 開催以前の全国総会より起算して六〇日以上前の全国代表者会議において団長として承認を受ける必要がある。なおこの承認により同 Ex. は本協会の公認を受ける。
- 三 公認された後、新規 Ex. の参加者募集の広報を全国総会で行うことができる。広報 ML の作成、アプリケーションシートの選考など Ex. に関する諸事務は Ex. 部で行う。

第三条 実施

- 一 新規 Ex. は開催月六〇日以前の全国代表者会議において、新規 Ex. の開催の承認を受けなければならない。
- 二 承認の基準として Ex. 部指定の項目が達成されているかが問われる。
- 三 承認後現地でなんらかの理由で治安状況が悪化した場合は、開催の可否が再審議される。二度の非承認を受けた際、同 Ex. は開催が中止されるか、延期される。

第四条 実施後

- 一 新規 Ex. に派遣された同 Ex. 団長は帰国後、直近の全国代表者会議で報告を行う。
- 二 新規 Ex. からの帰国後、派遣者は既存の Ex. と同じく報告書の作成を行う。
- 三 第二回目の Ex. からは、既存の Ex. と同じく参加者から団長が選出される

新規本協会主催プログラムに関する細則

二〇一三年度採択

第一章 定義

第一条

新規本協会主催プログラムとして定義されるプログラムは以下の二つに大別される。

- 一 新たに本協会主催プログラムの立ち上げを行う場合。あるいは、前年度開催されていない新規本協会主催プログラムが開催を行う場合。
- 二 前年度開催されている新規本協会主催プログラムが引き続き開催を行う場合。

第二条

「本協会主催プログラム」とは以下の三点を満たすものとする。

- 一 本協会の主催するものとして正式に広報されるもの。
- 二 その財源が本協会により常に確保されるもの。
- 三 一年に一度、本協会が開催する義務があるもの。

第三条

いかなる場合においても、新規本協会主催プログラムは準備、企画、実行、事後報告の四つの手順を踏むものとする。以下を、第一条一項の場合における指針とする。

第二章 第一条第一項における新規本協会主催プログラム

第四条 準備段階

一 企画書

- (イ) 新規本協会プログラム企画者は企画しているプログラムが開催される十二ヵ月以上前に、自らが所属する支部の委員長、あるいは個人会員に限り広報部長に企画書を提出する。
- (ロ) 支部委員長は会長及び中央事務局長に同企画書を提出し、両名はその企画書が全国代表者会議の指定する基準に沿って書かれているかを確認する。
- (ハ) 企画者に対して会長から確認結果の連絡を行う。

二 賛同者募集

- (イ) 会長の許可により、新規協会主催プログラム企画者は本協会内に広報を行い、賛同者を募集する。
- (ロ) ただし、広報の際に同プログラムは「非公式」と明記される。

三 全国代表者会議における承認

- (イ) 広報の結果三名以上の賛同者が集まった場合、企画書提出後九〇日以内の全国代表者会議において、新規本協会主催プログラムおよびその実行委員長の承認を行う。
- (ロ) 同プログラムの企画者及び賛同者の中から合計二名まで実行委員長立候補者を出せるものとする。
- (ハ) 尚以上の手続きを全て完了した場合においてのみ、新規本協会主催プログラムはその終了時期まで、正式ものと認められることとなる。

四 承認の基準

承認は全国代表者会議によって以下のことを基準に決定される。

- (イ) 企画書に即したプログラムとして認められ、かつ本協会の理念から外れない構想を保持出来ている。
- (ロ) 実行委員長候補はその役職に立つ人物として適任である。
- (ハ) その他全国代表者会議が特に必要と決定したもの。

第五条 企画段階

- 一 承認された新規本協会主催プログラムの実行委員長は、そのプログラムが終了するまで本協会主催プログラム実行委員長の一人として同会議に参加する。同会議毎に、そのプログラムの進捗状況を報告する。
- 二 必要に応じて、同会議構成員が新規本協会主催プログラム実行委員会と情報を交換する場を設ける。

第六条 実行段階

新規本協会主催プログラム開催六〇日以前の全国代表者会議において、企画書に明記された内容全てが具体的に準備済み、あるいは決定しているかを確認し、同プログラム開催についての承認を行う。

第七条 実行後

同プログラム実行委員会は、報告書・決算書を全国代表者会議に提出する。

第三章 第一条第二項における新規本協会主催プログラム

第八条 準備段階

一 企画書

- (イ) 前実行委員長は、プログラム終了後三〇日以内に、自らが所属する支部の委員長、あるいは個人会員である場合に限り、広報部長に報告書を提出する。
- (ロ) 会長・中央事務局長はその報告書が、全国代表者会議の指定する基準に沿って書かれているかを確認する。必要に応じて他の全国代表者会議構成員を招集してもよい。
- (ハ) 企画者に対して会長から確認結果の連絡を行う。

二 賛同者募集

- (イ) 前実行委員長は報告書の監査後、次期実行委員長の選出を行う。
- (ロ) 会長の許可により、必要に応じて次期実行委員長候補は全支部に広報を行い、賛同者を募集することができる。
- (ハ) 広報の際に、同プログラムは「非公式」と明記される。

三 全国代表者会議における承認

- (イ) 前実行委員長は自分の運営したプログラム終了後九〇日以内に全国代表者会議において、新規本協会主催プログラム、および次期実行委員長の承認を申請せねばならない。
- (ロ) 同一プログラムから合計二名までの次期実行委員長立候補者を出せるものとする。
- (ハ) 尚以上の手続きを全て完了した場合においてのみ、新規本協会主催プログラムはその終了時まで、公式なものと認められることとなる。

四 承認の基準

承認は全国代表者会議によって以下のことを基準に決定される。

- (イ) 企画書に即したプログラムとして認められ、かつ本協会の理念から外れない構想を保持出来ている。
- (ロ) 実行委員長候補はその役職に立つ人物として適任である。
- (ハ) その他全国代表者会議が特に必要と決定したもの。

第九条 企画段階

- 一 承認された新規本協会主催プログラム実行委員長は、そのプログラムが終了するまで本協会主催プログラム実行委員長として全国代表者会議に参加する。同会議毎に、そのプログラムの進捗状況を報告する。
- 二 必要に応じて、同会議構成員が新規本協会主催プログラム実行委員会と情報を交換する場を設ける。

第一〇条 実行段階

新規本協会主催プログラム開催六〇日以内の全国代表者会議において、企画書に明記された内容全てが具体的に準備済み、あるいは決定しているかを確認し、新規本協会主催プログラム開催についての承認を行う。

第一一条 実行後

新規本協会主催プログラム実行委員会は、報告書・決算書を全国代表者会議に提出する。

第四章 本協会主催プログラムの永続化

第一二条

一プログラムにおいて、一会員が三回以上実行委員として関わってはいけない。

第一三条

全国代表者会議による特別の判断が無い限り、毎年継続して財団または企業から助成を受けていなければならない。

第一四条

第一回目のプログラム開催以後、七年間で五回以上開催されなければならない。なお上記の期限内に五回以上実施できなかった場合、直近七年間の同プログラムの実績は一切評価の対象外となる。

第一五条

第十二条、第十三条、第十四条を全て満たした新規本協会主催プログラムは本協会において永続的に公式なものと認められる。結果次年度以降の同プログラムの開催において同細則第二条に定められる権利を有する。

支部の廃止及び設置に関する細則

二〇一三年度改正

第一章 支部の設立要件

第一条

単一、または複数の大学の学生により構成される。

第二条

支部委員長にあたる本協会員、および財務、広報にあたる本協会員がいる。

第三条

支部の名称は、拠点となる大学の所在地と関係性・地域性の高い名称のうち、既存の支部と重複しないもので、全国代表者会議により了承された名称が使用されている。

第四条

本協会の理念達成のために同支部は支部活動を行う。

第五条

中央事務局の要請に基づき、同支部は支部活動の報告を行う。

第六条

同支部は本協会規約及び、これまでの全国代表者会議、中央事務局による決定を遵守する。また今後なされる全国代表者会議、中央事務局の決定に参加し、それを遵守する。

第七条

全国代表者会議によって、上記内容が満たされており、持続可能であり、また同支部の設立の必要性があると認められたときで、全会一致で決議されなければならない。

第八条

- 一 支部を設立しようとするもの（以下、設立申請者という）が、その設立申請に際して、対外及び対内的広報活動をしたい旨を会長に通知したときは、会長はすみやかに中央事務局長に連絡をする。
- 二 広報活動監督委員会（以下、委員会という）は、その広報活動の目的・時期・手段等について広報活動計画を聴取し、判断を行う。
- 三 ただし、申請者は、当該広報活動に際しては、必ず設立申請中である旨を明示しなくてはならない。

第九条

設立申請者の広報活動計画が虚偽であった場合、もしくは、設立申請中である旨を明示していなかった場合は、委員会は設立申請者に対して行った前項の許可を取り消すことができる。

第一〇条

委員会は、許可を行った日から最も近い全国代表者会議の場で、申請者に対する広報活動を許可したことを報告する義務を負う。

第一一条

支部の設立を申請するもの（以下、支部設立申請者という）は、支部設立案を、会長に提出する。支部設立案には次の事項を記載する。

- 一 支部所属予定の大学名
- 二 支部委員長にあたる本協会員および財務、広報にあたる本協会員三名の氏名、大学名と担当役職案
- 三 支部名称案および経緯
- 四 支部活動方針および活動計画案
- 五 支部の持続が可能と考える旨の文書
- 六 支部設立を必要と考える旨の文書

第一二条

支部設立案をもとに、設立要件がそろっているか全国代表者会議にて議決により判断する。

第一三条

支部設立が認められたときは、中央事務局はすみやかにその旨を会員に公示し、新支部に移りたい会員がいるかを確認する。要求があれば新支部委員長の所信表明を載せることもできる。

第一四条

新支部に移りたい会員がいる際は、中央事務局、所属支部での事務手続きを経て、新支部所属の普通会员とする。

第二章 支部の廃止要件

第一五条

全国代表者会議により、上記内容が満たされない、あるいは持続困難であると認められ、または同支部の存立の必要性が認められないときで、全会一致で決議される必要がある。



日本国際学生協会所有備品使用に関する細則

二〇一三年度改正

第一章 備品の定義

第一条

全国代表者会議の備品は、プロジェクター、ビデオカメラ、その他(ガムテープ、模造紙、セロハンテープ、サインペン等全国合宿設営器具)からなる。

第二条

全国代表者会議の備品は全国代表者会議、中央事務局会議、その他両組織が主催する行事に優先的に用いられる。

第三条

第二条に示される諸行事での使用に不便が生じない限りで本協会の会員は以上の備品を使用する権利を持つ。

第二章 備品の使用

第四条

全国代表者会議の備品の使用を望む会員は中央事務局長に連絡する。その際に全代備品使用申請書を記入しPDF形式で添付し、提出する必要がある。

第五条

- 一 中央事務局長がその申請を妥当と見なした場合、使用が認められる。ただし申請の重複があった場合は、中央事務局長への直接の連絡での先着順とする。
- 二 ただし本協会のプログラムの申請と会員個人の申請が重複している場合は本協会のプログラムの申請を優先する。

第六条

備品の受け渡しは原則中央事務局長がこれを行なう。貸し出しの際、必ずしも申請者本人でなくても受け取ることが出来る。

第七条

使用された備品は中央事務局長に直接返却されなければならない。それが出来ない者は全国代表者会議出席者に返却を依頼する必要がある。

第八条

備品の使用期限は最大一ヶ月とする。



本細則の改正

二〇一三年度施行

第一条 本細則

本細則は、日本国際学生協会規約に準ずるものである。

第二条 本細則の改正

この細則の改正は、全国代表者会議の定めるところにより行われる。

第三条 細則の施行

本細則は、全国代表者会議において承認された時点より効力を発する

